

中小企業者が、市内の商店街の地区の空き店舗で店舗規模のミスマッチなどの理由から借り手のつかない状態にある空き店舗を複数店舗に分割するために改装する場合に、その経費を補助します！

### 1 募集期間

令和4年(2022年)7月1日～令和4年(2022年)12月28日（予算に達し次第受付終了）

### 2 補助対象となる空き店舗

次の①～④のすべてを満たす空き店舗が対象です。

- ①熊本市内の商店街団体が形成されている地区に所在する店舗であること
- ②道路に面した建物1階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路から概ね7mの範囲内に位置する店舗であること
- ③補助金の申込時点において、賃貸物件として募集開始から90日以上経過している空き店舗であること
- ④商業施設等のテナント型店舗でないこと

### 3 補助対象者

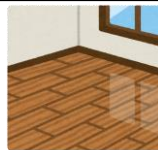
補助対象となる空き店舗を所有する中小企業者

### 4 補助率、補助限度額

補助率 1 / 2、補助限度額 300万円

### 5 補助対象経費等

対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①既存店舗を複数店舗に分割するための改装費（壁、天井、床、ドア、窓部分の工事、給排水工事、電気工事、ガス工事に限る。）</li> <li>②火災報知器や誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備の購入・設置費用</li> <li>③上記①②に伴う設計費</li> <li>④上記①②に伴う既存設置物の処分費</li> </ul>
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①設備（建築基準法、消防法に基づく設備を除く）、備品、消耗品の購入・設置費用</li> <li>②交付決定前に契約・着手している改装費</li> <li>③消費税</li> </ul>



詳しくは、  
熊本市ホームページの  
募集要領をご確認ください



【お問い合わせ先】  
熊本市商業金融課（担当：村中、井手）  
電話：096-328-2424